三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字弁手浦字大辰九四四・九四七・九五二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市吉井町富永字妙見二五〇八の九・字靄懸二五〇九の四・二五〇九の一九・二五〇九の二四・二五〇九の三二・二五〇九の三五・二五〇九の三六・二五〇九の四三・二五〇九の四四(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町平治川字小松二六一の一から二六一の三まで、二六二の一、二六二の二、二六六の一から二六六の三まで、字前平二六八の一、二六八の二、字野平三六六、字井谷七二八から七三一まで、七三二の一、七三二の二、七三三から七四三まで、七四三の一、七四四から七四六まで、七四六の一、七四六の二、七四七の一、七四七の二、字野平七五〇、七五〇の一、七五〇の二、七五〇の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県伊那市長谷市野瀬一五九五の二四五から一五九五の二四八まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県諏訪郡下諏訪町社字武居林七九一二の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県小県郡長和町長久保字田中五一七の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十月二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県上田市真田町傍陽字表五九二五の一、五九二七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)